

○規制地域の指定  
(振動規制法第3条第1項)

釜石市は、特定工場等（法第2条第2項）及び特定建設作業（法第2条第3項）から発生する振動について、規制地域を指定しています。

指定地域（振動規制地域）の区域の区分は、原則として次表のとおり都市計画法第8条第1項第1号による用途地域の区分に従っています。

釜石市都市計画図については、釜石市ホームページ内に掲載してありますのでそちらをご覧ください。  
(当ページにも都市計画図へのリンクを設置しています)

区域の区分	用途地域の区分
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域